

はじめに

世界人権宣言採択から 45 周年を迎えた平成 5 年（1993 年）国連世界人権会議はウィーン宣言及び行動計画を採択、これを機に人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となりました。

国内においては平成 8 年（1996 年）5 月に提出された「地域改善対策協議会意見具申」で「21 世紀は『人権の世紀』」と呼び、これが広く定着しました。

この考えは翌年、平成 9 年（1997 年）7 月「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」の基本的な考え方においても再認識され、平成 12 年（2000 年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布施行され同和教育から人権教育への再構築が進められてきました。

本町においては、平成 16 年（2004 年）9 月の市町村合併による琴浦町の誕生と同時に、「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定、平成 17 年（2005 年）12 月に、すべての行政分野において総合的に人権施策を推進していくための基本方向を示す「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」を策定、これを具体化するため「同実施計画」を策定し人権尊重を町政の基軸に据えて施策の推進に努めてきました。

さらに、平成 22 年（2010 年）7 月には「琴浦町における人権教育」を公表し、本町の人権教育の推進にあたり、人権課題である部落問題の解決へ向けた取り組みが引き続き重要であることを明確にし、また町民の皆様へ周知するため本町では「人権教育」を「人権・同和教育」と定義し、部落差別をはじめあらゆる差別のない、すべての人の人権が尊重されるまちづくりをめざしております。

部落問題については、住環境の改善など成果が見られる一方、現在も県外そして本県において差別事象が発生しております。

このような現状を背景に、これまでの人権・同和教育の取り組みの成果と課題を明らかにし、今後のより効果的な人権・同和教育の推進を図るため、「琴浦町人権・同和教育に関する意識調査」を実施し、この度その調査結果を検証した本報告書を作成しましたので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、本意識調査にご協力いただきました町民の皆様、調査結果の分析・考察をしていただいた琴浦町住民意識調査分析・考察委員、琴浦町あらゆる差別をなくする審議会委員の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

平成 23 年（2011 年）3 月

琴浦町長 山 下 一 郎